

令和4年9月から最低制限価格の計算式を見直します

1. 令和4年9月1日以降に指名競争入札指名通知を行う入札から、「最低制限価格制度」の運用を次のとおり変更します。入札参加等にあたり、ご注意くださいますようお願いいたします。

① まず、令和4年3月改正の中央公契連モデルで基準値（A）を計算します。

A = 直接工事費の 97% + 共通仮設費の 90% + 現場管理費の 90% + 一般管理費の 68%

（それぞれ対応する率を掛けて計算した値に1円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。）

見直し前は55%でした。



② 次に、Aを設計金額（消費税相当額を除く。）で割り、最低制限価格率を計算します。

$$\frac{A}{\text{設計金額（消費税相当額を除く。）}} = \text{最低制限価格率（百分率で小数点3位以下を切捨て）}$$

（ただし、上記で計算した最低制限価格率が75%未満となった場合、最低制限価格率を75%に引き上げ、また、92%以上となった場合は、最低制限価格率を92%に引き下げるものとします。）



③ 最後に、予定価格（入札書比較価格）に最低制限価格率を掛けると最低制限価格（入札書比較価格）になります。

最低制限価格（入札書比較価格） = 予定価格（入札書比較価格） × 最低制限価格率
（※最低制限価格は1,000円未満切捨て）

2. 最低制限価格の設定範囲については、変更はありません。

※中央公契連とは？

正式名称は「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」

国土交通省が事務局を担当し、その他国の省庁などで構成しています。

毎年、必要に応じ最低制限価格の設定基準となる低入札調査基準価格モデルや指名停止措置モデル等の見直しを審議し、総会に付議、決定しています。

なお、決定した内容は、各都道府県を通じ、管下市町村に通知されており、各自治体で運用方法を決定する際の標準的基準とされています。